

一般： 税条例第90条第1項第1号 身体障害者手帳等の交付を受けている方が使用する軽自動車等

公益： 税条例第89条第1項 公益のため直接専用する軽自動車等

構造： 税条例第90条第1項第2号 その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

(1)身体障害者： 身体障害者手帳

障害名	本人運転	本人以外
視覚障害	1～4級	左同
聴覚障害	2～4級	2級、3級
平行機能障害	3～5級	3級
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害に限る)	適用しない
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	左同
下肢不自由	1～6級	1～3級
体幹不自由	1～3級、5級	1～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害	1級、2級(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	左同
乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害	1～6級	1～3級(1下肢のみに運動機能障害を持つものに限る)
心臓機能障害	1級、3級、4級	左同
腎臓機能障害	1級、3級、4級	左同
呼吸器機能障害	1級、3級、4級	左同
膀胱又は直腸機能障害	1級、3級、4級	左同
小腸機能障害	1級、3級、4級	左同
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級	左同
肝臓機能障害	1～4級	左同

(2)戦傷病者： 戦傷病者等手帳

基準： 詳細省略

(3)知的障害者： 愛護(療育)手帳

基準： 障害の程度「A」と記載されているもの

(4)精神障害者： 精神障害者保健福祉手帳

基準： 1級の障害を有するもの

※2以上の障害を重複して有する場合は、合併の等級によらず個々の障害の等級により該当の有無を判断するものとする。